

「岩手大学学校安全学シンポジウム2018～教師教育における学校安全の充実～」の報告

麦倉 哲*, 馬場 智子**, 森本 晋也***, 遠藤 孝夫****

(2019年2月15日受付)

(2019年2月15日受理)

Tetsu MUGIKURA, Satoko BABA, Shinya MORIMOTO and Takao ENDO

“The report of Symposium 2018 in Iwate: University About “School Security”

序章 はじめに

2018年11月3日、本学ぼらんホールを会場に標記シンポジウムを開催した。本シンポジウムを開催した趣旨は次のとおりである。

岩手大学教育学部では、2019年度からの教員免許取得における「学校安全」の必修化にあたり、これまでの「いわての復興・教育」（選択）に加え、「学校安全学と防災教育」（必修）を新たに開設する予定である。本学では、震災に関わって、教員養成の視点から、心のケアや学習支援ボランティア、復興教育・防災教育などに取り組んできた。そこから得た多くの知見と学校現場の実践を結びつけることにより「学校安全学」を構築し、教師教育における学校安全の充実に向けて寄与したいと考えた。

シンポジウムには、250名を超える現職教員、教育委員会関係者、研究者、学生、一般の方々の参加者があった。

本稿では、本シンポジウムにおける講演、実践発表、シンポジウムでの協議内容の概要を報告するものである。

第1章 これから求められる学校安全 – 吉門直子安全教育調査官基調講演より

1 教職課程コアカリキュラム

全国の教員養成学部は「学校安全」に取り組む体制を構築することが不可欠である。その存在感をますます発揮していくために、「学校安全」に関する知識と実践力を身に付け、教育現場で具体的に児童・生徒の安全にかかわり、たえず省察を怠らない教師を、教育現場や生涯教育の現場に送ることが期待されている。

基調講演者吉門直子調査官の所属する課の名称は、文部科学省の2018年10月の組織再編により「男女共同参画共生社会学習・安全課」という長い名称となったが、歴史の中で課の名称に「安全」が入ったのは初めてらしい。「安全教育推進室」も誕生した。吉門は安全教育調査官である。国の学校教育行政の中で「安全」が重要なキーワードになっている。現代社会学の中心概念の一つがリスクであり、安全と表裏をなしている。世界を取り巻く情勢が流動化を極める中で、あらゆる次元の地域社会を持続させていくために、リスクと安全のテーマにいかに向き合うかが問われている。

児童や生徒は、災害、事故、事件に巻き込まれる可能性を常に有している。保護されるべき対象の児童や生徒と向き合うのが教員であることか

*、***、岩手大学教育学部教授、**、岩手大学教育学部准教授、***、岩手大学大学院教育学研究科准教授

ら、教員養成の専門機関である教育学部を有する大学は、いちだんと高いレベルでその使命を果たしていかなければならない。この項のレポートをする筆者は、各種の災厄の中に、格差・貧困、マイノリティ・差別・暴力、そして戦争も含めたいと考えている。

さて吉門調査官は、学校安全の歴史と現状について、包括的に実にわかりやすく解説した。東日本大震災発災以後の最も重要なポイントは、大学にとって「学校安全」が「教職課程コアカリキュラム」の中に位置づけられたことである。大学のカリキュラムの大まかな方向性が示された2015年12月の中央教育審議会の答申では、「教育に関する社会的制度的または経営的事項」の中に「学校と地域との連携および学校安全の対応を含む」が盛り込まれた。

この中で学校安全への対応として、一般目標と到達目標が示されている。まず①一般目標としては、学校の管理下で起こる事件・事故および災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく危機管理を含む、学校安全の目標と具体的な取り組みについて理解することが示された。また②到達目標については、1) 学校の管理下で発生する事件・事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解していくことと、2) 生活安全、交通安全、災害安全の3領域において、わが国の学校を取り巻く新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取り組みを理解していくことが挙げられた。

こうした目標に対して、それぞれの大学がどのような授業を設定するかは自由にまかされている。岩手大学では「学校安全学」を立てる取り組みを開始した。岩手大学で教員となることを志望して学ぶ学生は、学校安全に関する知識と実践力を身につけて現場に出ていくことが期待されている。

2 児童・生徒の安全を脅かす事態の推移

児童・生徒の安全を脅かす事態の推移を振り返ってみよう。安全を脅かす事態は、次の3つに

分けられる。①生活安全、②交通安全、③災害安全、その他である。これらの対策として「学校安全計画」の策定が求められている。

学校安全への取り組みについて歴史的には、まず、交通事故からいかに子どもたちを守るかの「交通安全」が課題となった。次に、生徒・児童の身の回りの事故等では、犯罪被害からの安全と合わせて「生活安全」が課題となった。そして、1995年の阪神淡路大震災後には「生きる力をはぐくむ防災教育」として、防災対策、防災教育が取り組まれた。「災害安全」である。

他方で2001年に起きた大阪教育大学付属池田小学校の事件を受けて、防犯や不審者対策が進められ、「危機管理マニュアル」が策定された。2004年から2005年にかけては、登下校中に小学校低学年の児童が誘拐される事件が起こり、登下校の犯罪被害からの安全が注目された。しかし、学校外の安全は学校の教員だけで対応できるものではなく、学校の中での危機管理マニュアルに終始するだけでは足りず、地域社会、保護者等との連携が不可欠であった。こうした中で、2008年には学校保健安全法が制定され、その第3章で学校安全が主題化された。国の責務として、推進計画を策定し財政措置をとることが盛り込まれた。

2011年の東日本大震災では、学校の管理下で多くの子どもたちの命が失われ、津波に対する安全教育の強化充実が図られるようになった。2012年には、痛ましい交通事故があり、集団登校中の児童の列に自動車が入り込むという事故が発生した。これを受けて、通学路の緊急合同点検、通学路上の安全の検証もなされた。2016年には、熊本地震が発生し、岩手県では水害が発生し、その後大阪府でも児童が犠牲となる地震が発生した。

児童・生徒の安全を脅かすリスクの多様化する中で、国としては学校安全の推進に関する計画を策定し、現在は第2次計画を策定している。また、「学校危機管理マニュアル作成の手引きについて」を作成している。2017年に犯罪被害を見守る立場の者が加害者となる事件や下校時の誘拐事件が発生し、2018年には登下校の防犯対策や政府の緊急

プランが打ち出された。学校敷地内での発砲事件も発生した。いろいろなことが、子どもたちを取り巻く環境で起こっている。教員がどのようにして子どもたちの命を守っていくかということが、学校安全に突きつけられている。

さて、日常の学校生活の中で子どもたちがけがをすることについては、学校で発生したけがの状況は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の統計として注目される。けがの件数は減少傾向であるものの、発生率は横ばいというのが現状で、死亡見舞い金や供花料などが支給されている統計の数値から、重大な事故が起きていることがうかがえる。過去5年間の死亡や重篤な後遺症が残る事故を振り返ると、課外指導中の体育事故が一定の数を占めている。

他方、交通事故では、小学校1年生の事故が多いことがわかり、春の交通安全教室や通学時の安全対策の充実が図られている。幼稚園・保育所へは保護者同伴で通園していた子どもが、小学校入学とともに自力で通学することになるので、対策のさらなる充実が期待される。他方で中学生から高校生にかけては、自転車の事故が注目される。とくに高校1年生にあたる16歳の事故が最も多く、自転車の安全な乗り方の教育等の対策が求められる。

3 学校安全計画の策定

学校保健安全法第3章27条では、「学校安全計画」の策定が各学校に求められている。この中で、①施設・設備の安全点検、②安全に関する指導・教育、③教職員の研修は必要的記載事項とされている。

また29条では、危機管理マニュアルの作成及び教職員への周知、マニュアルに基づく訓練を実施し、その結果を踏まえて改善していくことが求められている。また、こうした安全取組は、学校だけでなく保護者、地域社会、警察、ボランティア等のさまざまな連携が求められている。他方で、子どもたち自身に自らの状況を判断し安全確保のために行動できるための安全に関する資質や能力

を身につけさせるための「安全教育」を実施することが求められる。

こうした安全管理と安全教育を効果的に行うための組織活動が重要である。国は、学校安全を推進するために、2012年に学校安全の推進に関する計画を策定し、5年間の取組の成果と課題をふまえて第2次計画へと発展させている。

以上の背景の中で、先進的に取り組む学校が増えているものの、すべての学校に普及しているわけではない。第2次計画では、「目指すべき姿」として、①全ての児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に着けることを目指す。②学校管理下における児童生徒等の死亡事故を限りなくゼロにすることを目指すとともに、負傷、疾病の発生率については、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

その実現のため、具体的な5つの推進方策を打ち出している。第1に、学校安全に関する組織的取組の推進。全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。全ての教職員が、各キャリア段階に応じて必要に応じた学校安全に関する研修等を受けることである。第2に、安全教育の充実について、全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施すること。第3に、学校施設・設備の充実をはかり、耐震化を引き続き進めていくこと等により、学校の環境を安全に保つことである。第4に、事故の防止であり、学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止、そして第5に、家庭、地域、関係機関等との連携・協働していくことである。

学校での取り組み状況に関する調査結果からは、とくに、災害への取組は高いが、引き続き対応が求められている。

ところで、学校にはAEDの設置が進められている。各学校1台、高等学校では2台以上が設置されることが多くなった。こうした中で、教職員がそれをしっかり使えるかが重要である。研修の状況もどうか、すべての教職員が使えるよ

うにしているかどうか、一部の教職員に限定しているか。講習行っていないところもみられるなど、改善の余地があるようである。教員となって学校にいて、目の前で子どもが心停止状態となった時に、自信をもって胸骨圧迫ができるか、AEDが校内のどこにあるか知っているのかなどを想像してみるとよい。AEDがあるのに使えないという事態にならないように、子どもが少しでも助かるように、最善の対応がとれるように研修が必要である。

4 危機管理マニュアルの策定

「学校の危機管理マニュアル策定の手引」が2018年3月に策定され、その中で学校のマニュアルをどのように作成するか、留意点等が示されている。

学校でマニュアルを作る際に、最初は誰かが素案をつくるだろうが、その原案を検討・協議をして策定に関与することで全ての教職員が共通理解を図ること。マニュアルに基づいて訓練をして、そこで出てきた課題をもとに再検討をして改善を図っていくというサイクルが望ましい。これに係る各担当者が役割を遂行するとともに、教育委員会は指導助言して、学校だけではなく家庭や地域と連携して、マニュアルの改善を図っていくことが望ましい。

人事異動により教職員構成が毎年変わっていくので、その変化を受けて見直しをはかり、改善していくことが重要である。

事件・事故の発生時、事前の取り組みと、事後の取り組みを含む3段階で危機管理を考える。事故の未然防止につとめなければならない。また、発生時にはどのように対応するかについて訓練をして、体制を整備しておかなければならない。さらに、事後の取り組みや対応についても十分な検討が必要である。

例えば避難訓練については、どのような危険があるが、どのような行動をとるか、なんのために避難するのかについて、考えさせなければならない。訓練をする際に真剣さがみられないのは、な

んのために避難するのが理解されていないからである。教職員研修の際にも、プールの事故などに関する訓練の前には、例えば、各自が事前にDVDを観て理解したうえで参加するなどの工夫も考えられる。また、訓練を実施してみて、どのような課題が浮き彫りになるか、しっかり専門的な観点から他者の評価を受けることも重要である。例えば、消防署員や消防団の方から訓練実施の成果や課題を指摘していただくことなどが考えられる。

教職員研修を実施し、危機管理マニュアルに基づき、発生時に、事前に決めておいた組織体制に基づき、すみやかに対応できるかどうか、必要に応じて警察・消防等へ通報する段取りを決めておくことも重要である。

学校への不審者侵入については、池田小学校事件での経験を踏まえて、毎年、複数回の訓練を通して見直す検討を継続している。登下校の事故や事件の場合も同様である。

気象災害においては、時々刻々と事態の推移について予見できることがあるため、早い段階から準備をして対応をとり、正しい情報に基づいて適正に判断することが求められる。災害安全対策については、専門家の知見をえて、地域社会との連携を考え、事前にしっかり考えて準備しておくことが重要である。岩手県教育委員会と岩手大学とで連携して、災害安全に関する学校タイムラインの資料作成したことが注目される。

他の災害として、雷、竜巻などの災害の例もあり、このうちサッカー大会中の落雷事故については、事故は予見可能であったという運営側の責任が問われた判例がある。

災害安全については、地域防災計画の中に学校が位置づけられている場合もあり、自然災害の要配慮者施設となる場合がある。地域社会と一体となった地域防災計画と連動した学校防災計画である必要がある。その際、教育委員会が防災行政部局と学校とをつないでいくことも重要である。

事故対応指針では、事故が起きた時には、事故後の対応が重要である。①事故の未然防止につと

めること。そのための教職員研修が重要なはいうまでもない。②事故発生時は、命と健康を守ることが最重要課題である。子どもの命が失われた場合どうするか、しっかりと事故に関する事実を集めることが重要である。事故に至る経緯を調査する基本調査を3日以内に実施することが求められる。そして、調査の中で集められた事実をもとに、設置者の判断により、場合によっては詳細調査へ移行する。学校の設置者は基本調査の結果をもとに外部有識者等で構成する調査委員会を立ち上げる。調査結果をもとに、学校の設置者は再発防止策を検討し、検証により改善を図ることが求められる。

死亡事故は、国まで報告をすることとされており、必要に応じて保護者と学校とのコミュニケーションのためにコーディネーター置くことも考えられる。被害にあった児童生徒等の保護者へは丁寧な説明を尽くし継続的なサポートを実施し、心のケアは児童・生徒等の保護者を対象に実施するのみならず、教職員も対象とすることが求められる。

5 学校防災

学校防災対策については、東日本大震災後に有識者会議が開かれ、防災教育に関しては子どもたちに①自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度を育成する、また②支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることが示された。また、発達の段階を踏まえて系統的・体系的な指導を行うことが必要である。防災管理については、引き渡しのルールや避難所の開設・運営についてはあらかじめ保護者や地域社会と連携を確立することが必要で、防災マニュアルの作成にあたっては、保護者・地域社会や関係機関との協働により作成することなどが提言された。

これらを踏まえ「学校防災マニュアル作成の手引き」が作成された。策定にあたっては、3つの段階があることを留意する。発生時は、地震であれば「ゆれ」への対応、様々な二次災害が予測さ

れるところではそれへの対応をする。事前の対応として、体制整備と備蓄、安全点検、実効性のある避難訓練を行うこと、児童生徒等に対する防災教育、教職員の研修の実施が求められる。児童生徒等の引き渡しについては、事前に保護者と協議しておく必要がある。

避難訓練は、消防法においては教職員が児童生徒等を安全に避難誘導する方法を確かめるために行う防火管理上の業務であるが、学校保健安全法においても、訓練を通じてマニュアルを確かめて改善を図る必要がある。さらに、児童生徒等にとって生きた安全教育の場としての避難訓練となることが求められる。

学習指導要領の中でも、学校行事の特別活動の中の、健康安全体育的の行事として位置づける。教科等で学んだ知識を実践する場として特別活動で学ぶのである。子どもたちにとってリアリティのある訓練であること、教職員にとってもマニュアルの通りに動けるのかどうかを確認することが求められる。避難訓練の目的を確かめて実施することが重要である。

6 安全教育と教員養成

新しい学習指導要領ではアクティブラーニングなども取り入れて、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの重要性が示されている。対話的に学ぶことでも、ただ単に人と話し合うことだけでなく書物からも学ぶことも含まれる。児童生徒等自ら体験的・探求的な活動をして、それを通して学ぶことが重要である。

防災や安全に関する学びは、主体的に学ぶ課題として適している。自分の身の回りの課題として何があり、身の回りにどのような危険があるのか、何をしたらよいかを自分で明らかにしていく学習に通じるものがあり、これからの教育の目指す方向に合致している。これらをカリキュラム・マネジメントによって行っていくのである。

中央教育審議会の答申の中に、健康・安全・食に関する資質・能力についても整理され、このうち安全に関する記述を取り出した内容が、安全に

関する資質・能力として第2次学校安全の推進に関する計画にも示されている。この3つの資質能力に照らして、それぞれの学校の実情に応じて育成すべき資質・能力を明確化し、それぞれの教科の特性に応じて教育活動全体の中で実施することが求められている。防災については理科や社会科の中では、主題として取り上げやすい要素が多い。教科で学ぶ時に、例えば理科で学んだ現象について、それがどのようにして自分に起こるのかを考えること、社会科であれば公助を学びながら、社会の動きとあわせて自分の行動を考えることなどである。これらは、知識と行動を結び付けた学びとなるのである。中学校や高校などの教科担当制では、他の教科がどのような教育・指導をしているのかを知ることも重要である。

教職課程コアカリキュラムにおいて、上で述べた対応をとれる教員を、大学の教員養成課程から養成していただく必要がある。いま学校で必要とされる様々なこと踏まえて、岩手大学で「学校安全学」が充実していくことを期待する。これから求められる「学校安全」は、子どもたち自身が、この日本社会で生き抜くとともに安全な社会を築く、人としての知恵と生き方を身につける教育であることが期待される。教職員としては、子どもたちの命を預かっているという自覚を再認識した安全の取り組みをすることが求められているのである。(麦倉 哲)

第2章 実践発表

本章では、岩手県の小・中・高等学校で実施されている防災教育実践の報告について説明する。はじめに、各実践の内容の前提として、岩手県教育委員会で策定された「いわての復興教育プログラム」について述べる。

岩手県では、各学校が「防災教育」、「キャリア教育」、「ボランティア教育」、「健康教育・こころのサポート」など今まで行ってきた教育活動を復興教育の視点で見直し、被災地域の学校と被災地域を支える立場だった学校が共通した思いや考えをもって復興教育に取り組んでいくことができる

よう、2012(平成24)年2月に「いわての復興教育」プログラム(初版)を作成した。現在は、教育的価値を明らかにした改訂版(2013(平成25)年2月)が施行されている。また、教育的価値として【いきる】【かかわる】【そなえる】の3つを据え、それを踏まえた児童生徒用の副読本(3種)を作成している。各学校は復興教育を推進する際の指針としてプログラムを活用し、実情を踏まえながら教育活動を実践している¹。

1 岩手県岩泉町立 門小学校副校長 佐藤修先生「笑う“門”には福来たる」

岩泉町は、県の中央部から東部に位置する本州で最も面積の広い町(992.36km²(境界未定部分あり))として知られている。町のは半分は山とそれに囲まれた盆地、谷であると同時に、東部の小本地区は太平洋に面しており、町内でも地形や気候が多様性に富んでいる。

門小学校は山間に位置しており、創立142年の学校である。当校の建つ岩泉町は、2016(平成28)年8月に観測史上初めて東北地方の太平洋側から上陸した台風10号により、甚大な被害を受けた。児童生徒や教職員の家が被災した中、小学校自体は大きな被害を免れたため、自衛隊のヘリポートとなったり、仮の消防署として機能したりと、災害救援の拠点となった。このような実態を目の当たりにし、また、全国からの救援物資やサポート活動をはじめとする支援を受けたことで、学校では「何か善意の恩返しをしたい」「私達(教職員と児童)が、受けた支援をもとに、今度は地域の復興の担い手になっていこう」という思いが高まっていったという。そこで当校では、「ありがとう 笑顔を復興の柱に」というスローガンを掲げ、「復興の担い手になる」ことで、感謝される、あるいは自分たちも地域の役に立てるという経験を通じて、子どもの自己有用感が高まっていくような復興教育を行い、ひいてはキャリア教育へと結びつくような実践を行っていくという方針を定めた。この笑顔を復興の柱にするという思いが、発表のタイトルにもこめられている。

次に、具体的な教育実践の内容を紹介する。まず行われたのは、被災した最中の地域に向けたメッセージの発信である。具体的には校舎の窓に「岩（がん）ばっぺ 岩泉」と掲げる、仮設住宅に住む方への贈り物を届けるなど、学校が地域復興の担い手となるという宣言を行ったのである。佐藤先生は、エピソードとして「学校に明かりが灯っていると、地域の方が安心感をもてるというか、本当にもし火のような存在になっている」と述べられ、伝統的に学校は地域の中心となっているということを示されたが、地域の中心的存在として復興を発信することの重要性が、取り組みからもうかがえる。

翌年、門小学校は「平成29（2017）年度 いわての復興教育スクール」に指定された。いわての復興教育スクールの目標には、

1. 多様な復興教育を展開し、地域のために自主的に活動することを通して、思いやり・感謝の心情を育てる（いきる）とともに、進んで誰かのために役立つとする（かかわる）児童を育てることができる。
2. 地域・保護者・中学校と連携した活動を仕組みながら地域にも発信し、地域・家庭の防災意識を高める（そなえる）とともに、防災体制を整えることができる。

（佐藤先生の講演資料より）

といった内容が掲げられている。目標の具体化に向け、当校では「地域の皆さんに笑顔を、『笑う“門”には福来たる』」というスローガンをそのままに、①全校・児童会での実践、②地域や保護者との実践、③学年ごとの実践、④授業時間での実践、と内容を整理し、継続的な活動を計画した。

全校・児童会の実践には、毎月30日に行う「清流の日」活動、沿岸の被災地など復興の現場を訪れ、作業に携わる全校遠足、地域の方々を招いて行う学習発表会などが位置付けられている。清流の日は、岩泉町が湧水に恵まれ水を生かした文化や産業が盛んであることから名づけられ、また、

その自然を大切にするという思いも込められている。

地域・保護者の実践には、川魚ねじり（学校前の川で川魚のつかみ取りをするという地域の伝統行事）、小川地区の小中学校による合同引き渡し訓練などが挙げられる。引き渡しは、災害時を想定して学校から保護者に児童を渡す際の段取りや手続を実践、留意点などを分析するために行われている。

学年ごとの実践では、各発達段階に応じた総合学習が編成されている。1・2年生は仮設住宅に住む方との交流活動、3年生は地元の産業を学び、地元食材による料理教室の実施、4・5年生は防災マップの作成や門地域の「食」にまつわる調査の実施、そして6年生は、これらの学習を統合し、これからの岩泉の復興計画を学び、岩泉の未来について公開ディベートを実施するという計画が立てられて、実施されている。公開ディベートは学習発表会の中で行われ、地域の方々との意見交換も行われる。これらの活動は特別なものとして行われるだけではなく、通常の授業にも復興教育が組み込まれている。

さらに、こうした実践の下支えとして、スクールカウンセラーによる心のサポート授業や、学校による「学校版タイムライン」の作成が行われている。心のサポート授業は、児童全員を対象に実施されている。この授業は保護者にも公開されており、具体的には災害後のトラウマ反応やその対応方法、リラクゼーションについて児童自身も分かるような内容となっている。学校版タイムラインとは、見開き一枚に「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画を指し、岩手県版タイムラインを基に作成されたものである。岩泉町では、町教育委員会、岩手県教育委員会及び岩手大学地域防災研究センターと連携し、台風10号による町内の16小・中学校で被害調査を実施した結果を基に、全国初となる学校版タイムラインを作成した²。この中では具体的な休校基準を明記するとともに、学校版にすることで地域の実態に即した指示が記入されて

いる。またタイムラインにより、学校関係者、地域住民（保護者）、児童は、お互いが今何をすべきで、互いが何をしているかを把握して連携することができるようになっていく。

2 岩手県大船渡市立 前日頃市中学校校長 村上洋子先生「私たちの町『日頃市』～ふるさとの復興の力になろう～」

大船渡市は、県南部の太平洋沿岸地域にあり、三陸復興国立公園のほぼ中央に位置する地域で、漁業が市の中心産業となっている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では大きな被害を受けた。日頃市中学校は昭和22年に創立され、郷土芸能伝承活動と、環境教育と奉仕体験活動の実践に力を入れてきた学校でもある。当校の防災教育は「防災」と「復興」の二本柱で実践されている。

「防災」では、①生き抜く力、②防災の日常化、の二点に取り組んでいる。①生き抜く力の中では、「防災チャレンジキャンプ」や「小中合同避難訓練：防災手帳の活用」が実施されている。防災チャレンジキャンプとは、災害によって生徒が帰宅できないことを想定し、体育館で実際に避難生活を行うことで避難所運営や防災技術を学び、災害への意識を高めるものである。キャンプは1泊

2日で行われる。表2-1に2日間の活動を示す。

次に、小中合同避難訓練と防災手帳の活用について説明する。本避難訓練は、日頃市町が山間の狭い土地に川が流れる地形であることを踏まえ、川の氾濫による水害・土砂災害を想定して行われる。中学校体育館への一次避難、より高台への二次避難というフェーズを設定し、安全な避難経路と役割分担を計画して、中学生が小学1・2年生の手を引いて避難する。二次避難の際は地域の特別老人ホームの方々も参加、地域合同での防災訓練を行っている。また、当校で使用している『ぼくのわたしの防災手帳』とは、東北大学災害科学国際研究所が『みんなの防災手帳』のノウハウを活かし子ども向けの防災・減災マニュアルとして開発した³もので、岩手県では全ての中学一年生に配布されている。『みんなの防災手帳』が自助を中心に据えていたのに対し、本手帳では自助に加えて「共助」の力も引きだし高めることも目指されている。当校では手帳を監修した今村文彦教授（東北大学災害科学国際研究所所長）による講義を開催し、手帳を基にした日々の備えについて考える取組みも行っている。

②防災の日常化では、運動会種目や、各教科内容での防災教育が進められている。具体的には、

表2-1 防災チャレンジキャンプ 活動内容

	活動内容（例）	備考
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・防災講演会「釜石東の取り組みから」や防災ワークショップ（町の実情に即した避難計画・経路の策定） ・古いパン箱で炊飯を行う（身の回りの物を使った避難生活） ・寝床づくり（寝床を、柔道用畳など学校にあるものでつくる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容は、生徒を「食」「住」「安全」に分け、各チームが策定。 ・学校にあるものを生かすことと、外部人材の活用を行うことが条件 ・毎年経験を経て改善（寝床が固く休めない→畳を使用）
2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米などによる防災糧食体験 ・消火訓練 ・救命救急法講習 ・テレビ会議システムを用いた避難所HUG（一枚のカードを避難所に来た一人に見立て、適切な部屋割りを考えるシミュレーション） 	<p>大船渡消防署との協力実施</p> <p>高知市立南海中学校との共同実施（2016（平成28）年度）</p>

（村上先生の講演資料より）

応急担架を作って負傷者に見立てたおもり（人の体と同じ重さ、サイズ）を運ぶリレー競技を取り入れたり、家庭科の授業での水を節約した栄養バランスの良い料理の作り方を学んだりすることが挙げられた。授業内容は、防災チャレンジキャンプや避難訓練とも連動している。

次に「復興」の活動内容について述べる。復興では③地域資源を生かす、④みんなを元気に、の二点に取り組んでいる。地域資源を生かす活動としては、津波が到達して住宅地ではなくなった地域に、地域産業である樺の植樹を行ったり、沿岸部の被災地域でスタディツアーを実施し、自分の目で被害状況を見たり、地域の産業の現状を学んだりといった事例が紹介された。いずれも、自分たちの地域を知り、また将来の産業に結びつくような発想、実践力を養うことを目的としている。みんなを元気にという活動の中では、阪神大震災を契機に被災者支援を行ってきた方の講演を伺うことで自分たちの活動の参考にしたり、絵本から示唆を得てひまわりの種をこめたタオルハンガーを作成し、熊本県などの全国の被災地に送ったりという活動を行っている。この活動は、阪神大震災の後、妹を亡くした少女が妹を思わせるひまわりの花を咲かせることで救われていったという実話から、ひまわりの花を育てる過程で災害や命の尊さを再考する機会とし、また自己再生や復興を目指す「はるかひまわり絆プロジェクト」の一環として行われている⁴。

3 岩手県立久慈東高校 菅原 彩先生「いわての復興教育スクール実践発表 ～地域に根差した復興教育の取り組み～」

久慈市は、岩手県北東部に位置し、北上山地を背に太平洋に面している。漁業に加え、世界有数かつ国内最大のコハクの採掘産地としても知られている。現在の久慈東高校は、2004（平成16）年に久慈農林高等学校、久慈水産高等学校、久慈商業高等学校の3校が統合して設立され、人文・自然科学系列、環境緑化系列、情報ビジネス系列、海洋科学系列、食物系列、介護福祉系列のコース

に分かれている。当校は2015（平成27）年度より復興教育スクールに指定され、平成29年度に「地域連携型」、2018（平成30）年度は「交流学习スクール」の指定も受け、他校と連携した防災・復興教育に取り組んでいる。

復興教育スクールとして当校では、宮古市田老地区との連携・交流を行っている。その際、各コースの特性を生かした支援、また地域の方からの学習を行っていることが特色として挙げられた。表2-2に活動の実例を示す。

田老地区での学びは、復興教育の中の「かかわる」「いきる」を中心に行われ、もう一つの「そなえる」を実践する基盤となっている。

地域での学びを踏まえ、地域連携型指定校として当校は久慈小学校・久慈中学校と連携・協働し、地域防災推進委員会を組織している。連携することで系統的な防災・復興教育の見通しを立てることが可能になり、合同での防災訓練を実施したり、高校生が主導した防災セミナーを開催したりしている。高校生は学ぶ立場から教える立場となることで、地域全体に防災について知ってもらうことの重要性を認識し、全ての世代が、共助のためにお互いの立場できることを考えるようになってい

表2-2 田老地区との連携交流

かかわる	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統料理を一緒に作る（食物系列） ・セラピューティックケアの実施（介護福祉系列） ・久慈紹介かるた作成（情報ビジネス系列） など <p style="text-align: center;">↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 支援という意識から「一緒に何ができるか」という協働へ変化 2) 自分たちの学びが持つ意味を再考 3) 防災や復興を自分のこととしてとらえる意識
いきる	<p>「かかわる」で生まれた3つの意識から被災地の実情を学び、防災を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田老地区と太郎観光ホテルの見学

（菅原先生の発表資料より）

くとの説明があった。また、行政機関との連携も行うことで、地域の特性について理解が深まって地域課題を共有できるようになったこと、日常的に連携することで、互いに安心感が生まれ、防災・復興教育の可能性を広げて考えられるようになったという成果も挙げられていた。

最後に、交流学习スクールとしての内陸部との交流活動について説明があった。当校は岩手県立一戸高等学校との連携・協働を行っている。異なる地域との協働で、互いの地域の良さを発見し、復興の担い手としての役割を共に考え、実践することが目的とされている。交流を続ける中で、互いの地域特有の問題、あるいは共通の課題を認識し、次世代としてできることを一緒に考えていくという意識が育っていると述べられた。今後の課題としては、この学びが今後の人生に根差したものとなるように実践を組織化し継続していくこと、また、地域をより巻き込んだ防災・復興教育にしていくことが挙げられた。

4 東京学芸大学 渡邊正樹教授による助言

実践発表に対し、渡邊教授からは、どの学校もまず先生同士が一体となるという部分を大切に、児童生徒に示していることの良さを挙げ、安全教育にはすべての先生や児童生徒が関わることが第一であるという指摘があった。また、他学校・他校種との連携では、特に高校生が教える立場にもなっている点に触れ、ピア・エデュケーション⁵の観点から、児童生徒への教育効果を高めていると分析された。今後の活動に対しては、現在地域住民との連携が進んでいるということで、さらに敷衍して、今後子どもたちが他の地域で暮らすことになったら…という想定での防災・安全教育への発展もできるのではないかという示唆が述べられた。(馬場智子)

第3章 学校安全学シンポジウムの概要について

1 コーディネーターからの趣旨説明

コーディネーターから、本シンポジウムの趣旨について説明があった。

表3-1 シンポジウムの構成

シンポジウムのテーマ	
「教師教育における学校安全の充実」	
【シンポジスト】	
文部科学省総合教育政策局男女共同参画 共生社会学習・安全課 安全教育調査官	吉門 直子
東京学芸大学教授、 日本安全教育学会理事長	渡邊 正樹
岩手県教育委員会事務局学校調整課 首席指導主事兼産業・復興教育課長	鈴木 智香
【コーディネーター】	
岩手大学教職大学院 准教授	森本 晋也

岩手大学教育学部において学校安全の充実を図る背景についての説明があった(図3-1を参照)。岩手県では、2011年の東日本大震災により甚大な被害を受けた。また、東日本大震災だけでなく、本日の岩泉町立門小学校の実践発表にもあったが台風災害をはじめ全国各地で気象災害や地震災害が発生しており、今後、南海トラフや首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念されている。さらに、自然災害以外にも、子どもの安全に関わる事件・事故災害が多く発生している。このような状況において、2019年度からは教員養成課程において「学校安全への対応」に関する学修が必修化になっている。また、第2次学校安全の推進に関する計画において、現職教員の学校安全に関する研

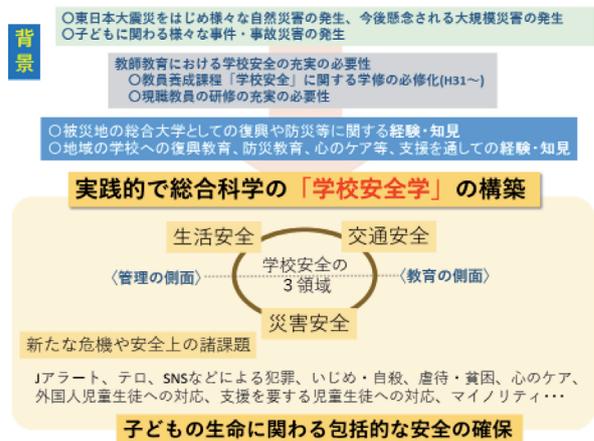


図3-1 「学校安全学」の構築に向けて

修の充実の必要性が示されている。

岩手大学では、東日本大震災発生後、全学をあげての被災地の復興支援をはじめ、心のケアや学習支援ボランティア、復興教育、防災教育など教育の分野でも様々な支援や取組を行ってきた。これらの支援活動を通して、本学にはこれまでの支援や取組から得られた経験・知見がある。これらの経験や知見を踏まえつつ、これから必要な学校安全に関わって、本学部では、実践的で総合科学としての「学校安全学」を学問として構築していきたいと考えている。学校安全に関わる内容としては、これまで生活安全、交通安全、災害安全の3分野、Jアラート、テロ、SNSなどによる犯罪などの問題が取り扱われている。本学部で捉える安全は、これらだけでなく、いじめ・自殺、虐待、貧困、心のケア、外個人児童生徒への対応、支援を要する児童生徒への対応、マイノリティなど、子どもの生命に関わる諸課題を包括的に取り扱いたい。そして、子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが生涯にわたって安全な社会を築いていけるよう、教育（教員養成含む）という立場から寄与していきたいと考えている。寄与するためには、バックボーンとしての「学校安全学」という学問領域が必要であり、そのために教科・領域や教育学、心理学、特別支援教育などの分野における知見を総合して、実践的で総合科学としての新たな学問領域を構築していきたいと考えている。

また、本学部で2019年度から予定している学校安全に関わるカリキュラムについての説明があった。1年次の前期には、震災後全学取り組んでいる学修として、基礎ゼミでの「被災地でのフィールドワーク」がある。1年次後期では、必修科目として学校安全を学修する核となる「学校安全学と防災教育」（2単位）。この授業では、学校安全の基礎、教員として身に付けておきたい危機対応、学校安全計画の作成、安全教育の進め方、岩手の復興教育、防災教育の在り方、学校・家庭・地域の連携の在り方を岩手県内の事例を基に学修する。授業では、大阪教育大池田小事件や震災によ

る岩手県内で子どもや教員が犠牲になった事例、宮城県の大川小での事例を学修し、子どもの安全を確保できるよう教員に必要な力を身に付ける。

さらに2年次では、既に教職科目として開講されている「いわての復興教育」（選択）において、実際に被災地でのフィールドワークを行い、学びを深める。また、学校安全に関わっては、国語、算数・数学、社会科などの各教科や領域、特別支援教育、心の問題の中で学校安全に関わる内容、復興教育、防災教育に関わる内容を学び、4年間の学修を通してして、教員として必要な安全に関する資質・能力を身に付けていくことができるようにしていきたいと考えている。

本シンポジウムでは、学校安全の充実に向けて、教師教育、教員養成段階、そして、これまで学校安全に関わる研修を受けることができている現職教員の学びをどのように充実させていけばいいのか、岩手独自の復興教育の取組などの現状も踏まえながら、みなさんと議論していきたいとの説明があった。

2 シンポジストから

最初に、シンポジストの渡邊教授から東京学芸大学での2つの授業「学校安全と危機管理」「学校の安全と環境」について説明があった。「学校安全と危機管理」の授業は、対象が養護教諭の養成課程の学生（必修）と初等中等教育の教員養成課程における学生（選択）である。この授業は、2008（平成20）年度から養護教諭の養成課程が始まるにあたり、2年生（春学期）の授業として、2009（平成21）年度から開設された。最初は選択としていたが、文科省から必修にすべきとの指導もあり必修とした。選択した初等中等教育の養成課程の学生は、特別支援教育や保健体育の学生が多い傾向にある。授業のねらいは、「学校安全及び学校の危機管理に関する基礎と応用を学び、養護教諭・教諭が果たすべき役割を理解する」こととしている。授業構成は、表3-2の通りである。1回目から3回目の授業は、学校安全の基礎的な内容で、2・3回目は、特に幼児期から高校

表3-2 「学校安全と危機管理」の授業構成

1	学校安全と学校危機管理の意義
2	学校安全活動の構造と領域
3	学校安全における児童生徒等の課題
4	学校の管理下における災害
5	学校施設、設備等の点検と改善
6	犯罪被害の防止（学校への不審者侵入と登下校時の犯罪被害）
7	交通事故と交通安全
8	学校防災の実際1（地震災害、津波災害）
9	学校防災の実際2（気象災害、防災訓練等）
10	夏季の事故とその防止（熱中症、水の事故）
11	スポーツ事故の防止
12	学校の危機管理マニュアルの作成
13	学校事故対応指針と学校の役割
14	卓上訓練による危機管理の演習
15	まとめ

生までのそれぞれの発達段階における安全課題を学ぶ。4回目は、主に日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータに基づきながら、実際に学校管理下で起きている事件・事故災害について学ぶ。5回目は、学校保健安全法に基づき学校が義務として行う安全の管理の中核となる安全点検について学ぶ。6回目から8回目までは、生活安全、交通安全、災害安全のそれぞれの取組を学ぶ。10回目は、この授業が春学期に開講されていることを考慮して、熱中症や子どもたちに交通事故の次に多い水の事故について学ぶ。11回目には、日本スポーツ振興センターからスポーツ事故の防止に関わる資料を活用して学ぶ。12回目は、学校保健安全法で作成が義務付けられている危機管理マニュアルの作成について学ぶ。13回目は、昨年度から始めた内容で、学校で実際事故が起きた時、どう対応するかを学ぶ。14回目は、演習として意思決定の訓練として卓上訓練を行っている。学校安全計画に関しては、最初の授業と、3領域等の学習を行いながら学んでいる。安全教育に関わっては、6回目から9回目の授業において、安全管理とともに学んでいる。授業の使用テキストは、「学校安全と危機管理【改訂版】」（渡邊正樹編，大修館書店）を使用している。養護教諭の課程で

は、応急手当てやメンタルヘルスは別の授業で取り上げているので、この授業では取り上げていない。テキストの他に、学校安全教育DVD「子どもたちを事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省）、「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省）を使用している。これが不審者侵入や安全点検など、学生たちにとって非常に役立っている。これ以外にも文部科学省の交通安全のDVDや日本スポーツ振興センターのスポーツ事故防止のDVDを使用している。卓上訓練では、簡単なシナリオを作って、4～5人のグループで、学生たちに先生になったつもりで対応を考えさせる。例えば、「登校時間が過ぎているが、学校にきていない児童がいる。家に電話したところ、児童は家を出ている。では、どうするか。」「登校中に地震が起きた。子どもたちは全員学校に来ていない。では、どうするか。」など、各グループにそれぞれシナリオを設定し短時間で考えたことを模造紙に書いて発表し、他の学生から質問を受ける。よりよい意思決定はどうするかを学ぶ。この卓上訓練を考えたのは、10年以上前、アメリカでのテロの後、コロンバイン高校での銃撃事件のあったデンバーの教育委員会を訪問したときの視察がきっかけである。卓上訓練は、危機管理意識の向上、学校で作成しているマニュアルが頭に入っているかどうかの確認、教職員が同じ方向をみて意思決定できるようになることなどの効果がある。避難訓練の実際については、大学として年2回実施していることもあり、授業では、知識面での学習を行っている。

「学校の安全と環境」の授業は、1年生を対象とした選択の授業で、先ほどの授業よりは少し簡単にしている。この授業は、100名程度の学生が受講しており、初等教育の学生が多く受講しているので、先ほどと同じテキスト、文科省のDVDは小学校向けを使用している。例えば、遊具の事故などを取り上げている。また、外部講師による授業もあり、日本損保協会が実施している「ぼうさい探検隊」の紹介も行っている。また、心のケアや教職員の事故に対する法的な責任についても

学習している。

次に日本安全教育学会についての説明が行われた。本学会は、1999（平成11）年に設立され、文科省にいて、日本体育大学にいらした吉田瑩一郎先生が中心になり設立された。学校安全に限定していないが、学校安全に関わる研究が中核となっており、この学会の特徴は、防犯や防災など全ての領域を含んでいるところである。年次学会は、来年度で20回目となり、山形市、山形大学で開催が予定されている。また不定期ではあるが、研究集会を開催しており、近年では2017年に宮城県石巻市で「東日本大震災からの復興とこれからの学校安全」をテーマに開催している。また、研究フォーラムを広島で開催している。学会誌「安全教育学研究」を発行しており、防犯、引き渡し訓練などの防災、SNSを使ったときの犯罪被害の調査研究、大学でのスポーツ活動をしているときの事故に関するものなどいろいろな内容を取り上げている。学会発表も、防災が多いが、いろいろな内容のものが発表されている。来年度の年次学会は、山形で開催されるので、ぜひ参加してもらいたいとの話もあった。

次にシンポジストの鈴木課長から、東日本大震災を経験して岩手県で取り組んでいる「いわての復興教育」や教員研修等の紹介があった。「いわての復興教育」は、岩手県教育委員会の経営計画の重点事項で、岩手県の教育の根幹をなすものとなっており、「いわての復興教育プログラム」は本県独自のものである。岩手の先生方は、岩手の子どもたちをしっかりと守ってくれたこと、震災後の子どもたちがいろいろな場面で頑張っている姿から、震災前までの岩手の教育は間違っていなかったことを再確認した。当時の菅野洋樹教育長から、震災は非常に辛い経験であったが、この震災の経験を子どもたち、教員がどのように受け止め、これからどう生きていくべきなのかという問いかけがあり、この震災の体験を大切なこととして伝えていくことが、岩手の教員としての使命として出てきたのが「いわての復興教育」である。この教育は、10年後、20年後の岩手を支えていく

人材を育てていくことであり、沿岸部だけでなく心を一つにして全県的として取り組んでいくものである。平成24年2月には、いわての復興教育プログラム【初版】がつくられ、1年後には、「いわての復興教育プログラム【改訂版】」が発行となり、教員一人一冊配付となった。復興教育の目的は、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（【いきる】【かかわる】【そなえる】）を育てていくこと」である。そして、この教育は新しい教育では無く、震災前まで取り組んできた、「知・徳・体を備え調和のとれた人間形成」、「人づくり」に、復興・発展を支えるという部分を補完したものである。これまでの学校教育にこの視点を取り入れたものが岩手県独自の教育プログラムである。3つの教育的価値について、「いきる」は生命や心について、「かかわる」は人や地域について、「そなえる」は防災や安全についてと整理している。プログラム【改訂版】では、この3つの教育的価値に具体の項目がそれぞれ7つずつ、全部で21項目が示されている。プログラムでは、各学校が自分の学校の実情に応じて、学校経営計画に重点項目等を位置づけ、3つの教育的価値や具体の21項目を参考に計画できるよう例示も示している。キャリア教育、ボランティア教育、健康教育、こころのサポート、道徳教育、防災教育（安全教育）から重点化を図り、学校の全教育活動を通じて、復興教育の目的に迫っていく必要がある。そして、復興教育に取り組んでいくにあたって、副読本（小学校低学年用、中学校高学年用、中学校用）3種類を作成している。具体の21項目に対応するものとなっており、震災の教訓を語り継いでいくために作成した。震災から7年8ヶ月経過し、様々な状況が変化し、小学校には震災後に生まれた子どもたちが入学してきており、現在、復興教育プログラムの改訂作業を行っている。次に復興教育と防災教育の関係についてであるが、復興教育を3つの型（「組み替え」型、「課題対応」型、「充実・深化」型）のうち、防災教育は、緊急的に対応が求められる「課題対応」

型として進めてきた。復興教育の説明の際には、防災教育を中心としながら学校安全、危機管理についても説明し、「そなえる」イコール防災教育、学校安全ではなく、「いきる」「かかわる」にもつなげ、防災教育や学校安全に取り組んでほしいとお願いしている。防災教育、防災管理、組織活動としては、子どもたちに指導するにあたっては、先生方にきちんと知識をもってもらいたいこと。組織活動では、先ほど、久慈東高校の実践報告でもあったが、県教委の方で地域連携型を推進している。そして、大人、先生方が、危険をイメージできることが大事である。子どもたちにこのような教育が必要であるとか、訓練が必要であると思えることができる。教員が知識をもっていなと児童生徒を導くことはできない。教員が的確な判断、行動をとることができないといけない。また、防災教育を行っていきにあたり、自然の怖さのみ学習すると岩手県は住みにくくなってしまふ。自然は恵みをもたらすとともに、時に猛威をふるうことがある。だからそこから身を守ることを考えることが大切であると、先生方へ説明している。

次に2018（平成30）年度の事業についての説明があった。今年度から「交流学习スクール」、「震災学習列車活用スクール」を行っている。先ほどの久慈東高校は、「復興教育スクール」と「交流学习スクール」の2つの指定を受けて取り組んできている。「震災学習列車活用スクール」は、岩手県沿岸部を通っている三陸鉄道を利用した事業で、子どもたちが他の地区をあまり見る機会がないということから、復興途上にある状況を今こそ見ておく必要があるという理由からスタートした。国費の事業は、学校安全総合事業があり、防災教育はこの事業の中で行っている。また、平成25年度から防災教育に係る学校訪問事業を行っており、本年度で小中学校は一巡する。この事業では、指導主事が学校を訪問し、学校で行っている防災教育や学校安全計画、危機管理マニュアル等について点検・指導を行っている。県立学校については、防災教育研修会で全ての県立学校から危機管理マニュアルを提出させ、点検・指導してい

る。さらに、震災の教訓を語り継ぐ期間として、3月11日までの1ヶ月間を設定し、1年間の復興教育を振り返る期間を設けている。また、学校防災アドバイザー派遣事業では、防災の専門家を派遣し、児童生徒向けだけでなく、教員研修でも活用している。

次に教員研修について説明が行われた。岩手県では、この3月に校長及び教員としての資質の向上に関する指標を設定した。その中に学校マネジメント力の中に危機管理の項目がある。採用時から段階をおって設定されている。復興教育についても項目があり、指標が設定されている。教員研修計画では、表（2018（平成30）年度小学校・義務教育学校前期課程教諭）のようにどの研修でどのような内容を研修するか示されている。この中には、学校安全、危機管理、保健、食育等が入っているので、これを整理しながら進めていきたいと考えている。最後に防災教育研修会について説明したい。2014（平成26）年度から全县を対象に行っている。中学校区を中心とした小中学校に参加してもらい、県立学校は悉皆、市町村教育委員会、市町村の防災担当者などが一同に会し研修を行っている。2016（平成28）年度からは、管理職を対象としており、危機管理マニュアルの見直しや学校の安全・防災体制づくりがスムーズに進んできている。

シンポジストの吉門調査官が2人の発表についてコメントを述べた。渡邊先生からは、大学での取り組みと学会での取り組み、鈴木課長からは、岩手県が先進的に取り組んでいる教員に対する研修、子どもたちへの復興教育への取り組みを伺った。これから取り組んでいこうとする学校で、いずれも全国の学校で、大学で取り組んでほしいと思うような先進的な内容だと思った。岩手県教育委員会では、きめ細やかに様々な取り組みが行われているのを改めて伺い知ることができた。これが全ての地域で同じような精度で、同じような時間を割いて行われているかという自治体によっては様々な状況がある。学生時代に学んでおくべきことは何か明らかとなり、このように先進的

な取り組みを、悉皆で体系化した教員研修を行っている県も、そうでない県であっても、しっかり子どもの安全を守り、自分たちの身を守る教員であり続けるためには、教員養成課程はどうあるべきかを自分の中でも考えさせられた。

3 会場からの質問・意見

(本学教職大学院の現職員院生からの質問)

渡邊先生は、2009（平成21）年度から「学校安全と危機管理」を指導されてきたが、学校でこのような知識のある先生がいると学校全体の推進力になると思う。そのような先生は、人事異動の関係で移動してしまう。そうなったときに、元々あったよい取り組みが衰退してしまうということが現場ではよく起こっている。これから育ってくる教員は、学校安全を学んで教員になるので、学校安全の取り組みの質があがってくると思う。また、岩手県教育委員会の教員研修の取り組みがあれば、管理職の正しい知識を学校で教わるということもある。しかし、今すぐにといいものにならないと思ったので、外の研修等で得られた知識を校内で全教職員が共通理解するための学校内の体制の在り方についてヒントがあれば教えてほしい。

(シンポジスト 渡邊先生)

大学だとそれぞれの専門性が分かれているので、共通理解を図るのはあまり無い。小中高等であれば、例えば、熱心な先生がいて、その先生が異動されると無くなってしまふことはよくある。外で学んだ方が校内で伝達講習をされるというのがあるが、最近では、DVDやYouTubeでの映像教材を使ってみんなで学べるようなものがあるので、それらを積極的に活用するのもいい。また、先ほどの卓上訓練のようにみんなで考える方法を取り入れる。その際、他校の先生方でやるとバラバラだが、学校単位でやる同じ状況で考えることができるので、そういったものも活用してほしい。

(シンポジスト 吉門調査官)

今の質問内容は、課題であると認識している。

現在、安全に関する制度、ポストを国としては示していない。自治体によっては、安全主任をおいているところもある。学校安全の中核となる教員、管理職とは別に学校安全を牽引する人を位置づけて、その先生たちが地域の中で学び、共有しながら、学校の中でのリーダーシップをとってもらおう。第2次学校安全の推進に関する計画の中にこのことが記載されている。また、教職員支援機構の研修では、研修を受けた方が、指導主事の方は指導主事の立場で、学校の先生は学校の先生の立場で、単に伝達講習ではなくて、自分が研修の主催者として、各自がどのような研修を行うのがよいかを、研修の最終日に一人一人に研修計画を立ててもらっている。都道府県単位、市町村単位で研修会は行われているが、研修を受けた教員が研修を行うのは、本当に限られている。二人の先生の話聞いて、施策としてやっている点と点を線につないでいく。例えば、学校安全計画には、教員研修を位置づけることが義務づけられている。法律ではそこまで、何をどのようにいつ行うかは、それぞれの学校で計画される。そこで、渡邊先生の状況を設定して行う卓上訓練をやってみる。その時に必ず課題となることがでてくる。そこに、研修を受けた先生が力を発揮される。この前受けてきた研修ではこのようなことがこういったことがあった。みなさんが卓上訓練を体験した後に、それに合わせて何か知見が出てくる、点であっても学校の中でそれを線に結んでいく。そういった先進事例がどんどん出てきてほしいと思っている。

(シンポジスト 鈴木課長)

県教委では、先生方の研修はやっている。同じ人が必ずくるとは限らない。別の人が出て広がっていくということも必要である。また、管理職(校長、副校長、事務長)にも研修してもらい、2段階で考えている。研修した教員が持ち帰って、伝えていくことが非常に大切であるし、児童生徒だけが語り継いでいくのではなくて、教員も語り継いでいきながら、久慈東高校の菅原彩先生も話した、細く長く、続けていくという視点が非常に大事である。学校の中で、みんなでやっ

とする雰囲気、みなさんがつくっていくことが大切であると思う。

(会場からの意見)

学校の安全のプランを作る前に、特に、学生たちにお願ひしたいこととして、石巻市の小学校をぜひ見てほしい。学校安全がどれだけ大事か、リーダーシップをとることがどれだけ大事なことか分かると思う。あと合わせて地域の方々が、本当に真剣になって考えて取り組んだ大船渡市の三陸町の越喜来小学校。ここにもぜひ行って見ていただければと思う。そうすればいい計画が作られると思う。計画が作られる前に、ぜひそこに行ってみていただければと思う。

(コーディネーター 森本)

自分自身、学校安全、防災に携わるものとして、大川小学校には何度か訪問し、ご遺族の方から直接お話を伺った。命だけは取り戻すことはできない、これだけは後からやっておけばよかったと思っても取り返しがつかない。宮城県だけでなく岩手県も多くの尊い命を失っており、肝に銘じなければならないことである。

(シンポジスト 吉門調査官)

文科省の前は県教育委員会で学校安全の担当をしていた。文科省の調査官としてではなく、個人として、東日本大震災の後、毎年1回は自分で決めて大川小学校を訪れている。学校防災を考えるときは、人間として必要だと考えている。様々な大学の中でも、岩手大学のカリキュラムの中にもあるが、被災地の状況をまずみるということ、そして肌で感じて学んでいくということが必要だと思う。時間が経つとともに段々と、危険な状況が解消されたわけではないが、危機意識は下がっていく。安全は、平時は見えなくてそれが当たり前のように思われる。何も起きていない、子どもの安全が保たれているということが、学校安全の取組の最大の成果であると思う。事後に取り組んでもなくなった方々の命は戻ってこない。これを教員としては肝に銘じてしっかりと取り組んでいかなければならない、これは個人としての考えである。もちろん、文部科学省としても様々な

教訓を生かしていくことは、中心に据えて考えている。

(本学教員からの質問)

うまくいかなかったことと、失敗から学ぶ研修というのがあるか、そういう題材から学びあう研修があるのか伺いたい。

(シンポジスト 渡邊先生)

学校事故対応指針に関わり、過去に学校でのスポーツ事故についてのヒアリングに行き、その時になぜ起こったのかということ調べており、私の先ほどの授業の中で、そのことを取り上げることがある。ほとんどのケースは、突然起こったのではなく、ヒヤリ・ハットがその前に必ずある。例えば、けが人はなかったが危なかったということを見落としている。学校は、そういうヒヤリ・ハットを生かすという文化がない。たとえば航空機同士が接触しそうになったというのが過去にあったが、航空機は異常接近すると徹底的に調べる。学校にそういうことを求めるのは難しいが、もしかしたら重大な事故につながったようなことが過去にあったかもしれない、そこで気が付いて改善すれば、重大な事故が起きないというのがある。そういったことを学ぶというのをやっている。

(シンポジスト 吉門調査官)

渡邊先生がおっしゃったが、学校事故対応指針というのはそういう考え方から、どういう事実や経緯でその事故が起こってしまったのか、できるだけ正確な情報をしっかり集めて、それを検証する。必要に応じて第三者の方々や有識者の方々の知見を入れて、客観的な視点で検証していただいて、蓄積して、必要なことを国として学校に示している。そういうことを学校事故対応指針の中に書いていて、そういう考えで進めていくというのは、根本では同じであると考えている。

4 これからの学校安全の充実に向けた教師教育について

(シンポジスト 鈴木課長)

学生のみなさんにお話したい。教員になろうという人はたくさんいると思う。ちょっと不安だな

と思っている人もいると思う。仕事というのは、何でも経験というのが必要である。教員は特にそうだと思う。いろいろ悩むこともあると思う。教員というのは、働き方改革を含めいろいろなことを言われているが、一緒に岩手の将来を担う人材、支える人材を育成しよう。一緒にやっていけば、何とかなると思う。思い切って岩手の教員の世界に飛び込んできてほしい。ただそれにあたっては、覚悟というのでも必要で、どの仕事でも同じだと思うが、責任感を持ってやってほしい。教員に一番大事なものは、児童生徒を大事に思う心が必要だと思う。そのためには、人の痛みの気持ちがよくわかる、いろいろ経験をしていろいろな人と接しながら、そういう学生生活を経てきてほしい。ぜひ岩手の教員として一緒に頑張っていきたいと思う。

(シンポジスト 渡邊先生)

来年から始まる必修の「学校安全学と防災教育」の授業に非常に期待している。

(シンポジスト 吉門調査官)

2つのことをお願い申し上げたい。先ほど、カリキュラム・マネジメントの話をしたが、小学校の教員は一人で多くの教科を持つ。教科担任制では、横のつながりを意識しないと別の教科では何をやっているのか分からない。これが段々と学校の段階が上がれば上がるほど、教員個々の専門性が強くなる。そうすると他の分野とは関係が薄くなる。大学が、最もそういうところで、それぞれの専門分野で独立された研究者が過ごされていると思う。ぜひそのところでもカリキュラム・マネジメントは当てはまらないかと思うが、それぞれの大学の先生方がコラボレーションしていただいて、学校安全にうまく結びつけていただいくという可能性を期待している。

もう一つは、教育に関する知の総合機関として、専門性の深い先生方がいる。安全教育において成果をどのように測るかという点もまだまだ課題で、見出すことができていない。子どもたちに様々な教育は行い、アウトプットはするが、アウトカム、子どもたちに何が身に付いたか、どう

いう教育をすれば子どもたちに資質・能力が身に付いたかという研究について、一貫されたものを読んでいない。私が知らないだけかもしれないが、そういったところも踏まえて、岩手大学での新しい取り組みでは、いろいろな教科から、いろいろな分野から発信してもらえればと思っている。何よりも安全に関して学術的なものを立てようとする、そして、全国の大学を牽引し、岩手大学の取り組みが全国の教員養成大学の大きなうねりになることを期待している。

(コーディネーター 森本)

私から2つ述べる。今日のシンポジストの方々のお話、素晴らしい実践発表を伺い、私たち教師自身が学校安全、復興教育や防災教育に対する姿勢を身に付けていかなければならない。優れた実践をするには、教師の思いや熱意、子どもたちの安全を第一にして、生涯にわたって未来に生きていく子どもたちへの教育に携わっていくという思いを持つこと。教師自身が、知識や技能とともに姿勢、心構えを身に付けていく必要があると感じた。

次に、吉門調査官からの話にもあったが、学校安全に関することは、事件事故が起きる前に、子どもたちにどういう力を身に付けるか、これで本当に子どもたちの命を守ることができるのかというのをしっかり考え、そして、きちんと力が身に付いたのかを測っていく、見とっていくことが大事だと感じている。そのためにも、大学が、知の総合として、総合科学としての学校安全学に関する研究を行っていただければと思っている。今日一日を通して、多くのことを学ぶことができた。シンポジストの皆さん、実践発表者の皆さんに心より御礼を申し上げたい。(森本晋也)

終章 おわりに

「岩手大学学校安全学シンポジウム」終了挨拶

本日のシンポジウムを閉じるにあたり、主催者を代表しまして、一言お礼かたがたご挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、また土曜日にもかかわらず、会場いっぱいの皆様方にお集まりいた

だきまして、誠にありがとうございました。

また、公務ご多忙の中で、基調講演をいただきました文部科学省安全教育調査官、吉門直子様、実践発表をいただきました岩泉町立門小学校副校長、佐藤 修様、同じく大船渡市立日頃市中学校前校長、村上洋子様、岩手県立久慈東高等学校教諭、菅原 彩様、さらにシンポジストとして貴重なご示唆と励ましのお言葉までいただきました吉門直子様、日本安全教育学会理事長で東京学芸大学教授の渡邊正樹様、そして岩手県教育委員会・首席指導主事兼産業・復興教育課長の鈴木智香様にも、心よりお礼申し上げます。共催をいただきました岩手県教育委員会および岩泉町教育委員会様にも、感謝申し上げます。身内ではありますが、今日のシンポジウム開催のために、様々な準備作業や本日の業務を行っていただきました本学教職員と学生の皆さんにも感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、岩手大学教育学部は、東日本大震災の体験を踏まえ、その貴重な教訓を生かす取組として、「学校安全学」という新たな実践的な学問分野を構想し、その学術的な知見を今後の教員養成と教員研修の重要な基盤として活用していきたいと考えました。本日のシンポジウム開催は、こうした今後本格的に展開される本学の「学校安全学」構想のキックオフ事業として企画させていただきました。従いまして、「学校安全学」という新しい学問分野はまだ生まれたてのものです。今後、この赤ん坊を立派な大人へと育み、成長・発達させていくために、もちろん親であります私たち岩手大学の教職員は一丸となって尽力する覚悟ですが、学校現場、教育委員会、そのほか様々な関係団体の皆様方のご理解とご支援も欠かせません。新しい取組には困難は付き物です。本日お集りの皆様方には、本学の新しい取組に力強くご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

ご存知の通り、ドイツは日本と同じく第二次世界大戦の敗戦国ではありますが、戦後70年の歩みには大きな違いが確認されます。ドイツでは、ヒト

ラー・ナチズムの負の遺産を忘却するのではなく直視し、何故あのような非人間的悲劇が起きたのか、どのようにすれば悲劇を防ぐことができたのかを徹底的に分析し、そこで得られた知見や教訓を次の世代に教育することをまさに国を挙げて行ってきました。このナチズムの過去と向き合い、歴史に学ぶという一連の戦後ドイツの取組は、「過去の克服」と総称されています。ドイツはこの「過去の克服」の取組により、いまやポーランドやフランスといったかつてドイツが侵略した近隣諸国とも強固な信頼関係で結ばれ、ヨーロッパ連合(EU)の中核国となっています。

東日本大震災のみならず、「災害列島」ともいわれます日本各地では、さまざまな自然災害によって尊い児童生徒の命が奪われています。また、学校の教育活動の中でも子どもたちがケガをしたり、命を落とす事故も発生しています。加えて、いじめを契機に自ら命を絶つ子どもたちも後を絶たない現状があります。岩手大学教育学部の「学校安全学」は、実にささやかな取組ではありますが、大きく言えば、ドイツの「過去の克服」の取組を一つの模範として、子どもたちの命や安全が脅かされた自然災害や事故・事件のしっかりとした検証とそこから得られる学的知見や教訓を、教員養成と教員研修の基盤とすることにより、次代を担う子どもたちに確か未来を保障する取組であると考えております。東北・岩手の地で産声をあげました「学校安全学」の営みが、広く日本全国で、そして世界中でも広く認知され、「学校安全学」が教員養成と教員研修の不可欠の要素として認識され、活用されるようになりますことを、私たちは心から願っています。

「学校安全成学」はこれからが本番です。皆様方のご理解と力強いご支援をお願いしまして、本日のシンポジウムを閉じるにあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。(遠藤孝夫)

本稿は、岩手大学「学校安全学シンポジウム2018」を報告したものであり内容は登壇者の発表

等に由来する。ただし、文章表現の責任はすべて本稿執筆者にある。

注

- 1 岩手県庁「岩手震災津波アーカイブ いわての復興教育・防災教育」, <http://iwate-archive.pref.iwate.jp/education/fukkou/> (2018年11月22日閲覧)
- 2 岩手大学「地域防災研究センターが岩手県教育委員会及び岩泉町教育委員会との学校防災に関する協定締結」, <https://www.iwate-u.ac.jp/info/news/2017/06/000605.html> (2018年11月22日 閲覧)。なお、災害時のタイムラインについての説明は、国土交通省「タイムライン（防災行動計画）とは」, <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/> (2018年11月22日閲覧) 参照。
- 3 東北大学災害復興新生研究機構「岩手県内の全公立・私立中学1年生に配布される『はくの私の防災手帳』贈呈式」, http://irides.tohoku.ac.jp/media/files/_u/topic/file/20170119_reportb.pdf (2018年11月22日閲覧)
- 4 はるかのかのひまわりプロジェクト「はるかのかのひまわりの由来」, <https://haruka-project.jimdo.com/プロフィール/#cc-m-header-8409250791> (2018年11月22日閲覧)
- 5 ピア・エデュケーションとは、同世代の仲間（ピア）による教育を行う方法で、同世代の仲間による教育であるために学習者は親しみを感じ、実生活に役立つ内容であったと感じることが多いといわれている（百々瀬いづみ他（2009）「ピア・エデュケーションを取り入れた高校生への健康教育－運動と食教育－」『天使大学紀要』第9号, pp. 33-42.）。